



自殺対策基本法の一部改正 ～2025年改正の全容とポイント～

第40回 かながわ自殺対策会議

2026年1月29日(木)

いのち支える自殺対策推進センター

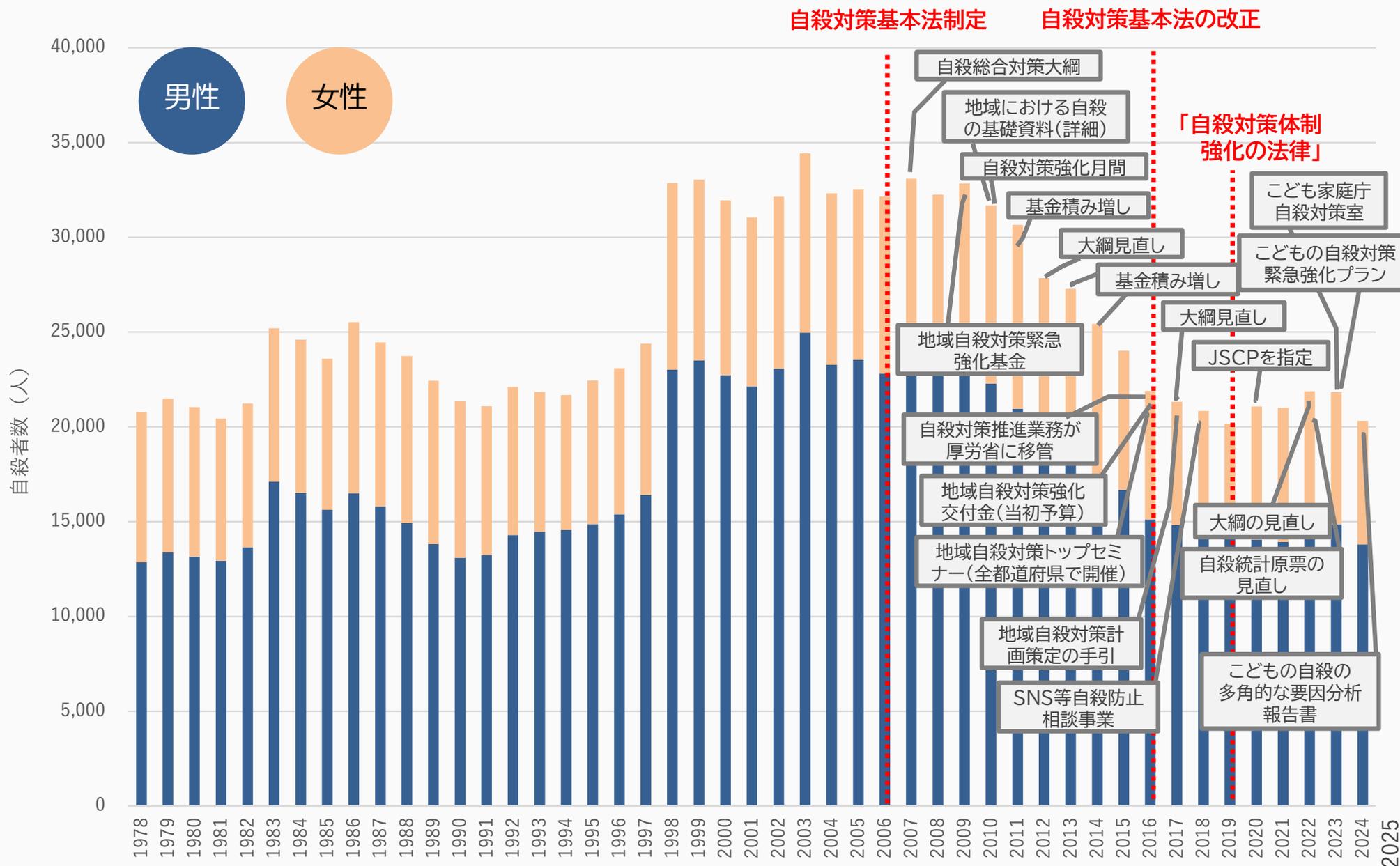
Japan Suicide Countermeasures Promotion Center

センター長補佐 村松裕文

プレゼンの流れ

1. 自殺対策基本法改正の背景
2. 日本の自殺総合対策の枠組み
3. 基本法改正の全容とポイント
4. こどもの自殺対策推進パッケージ

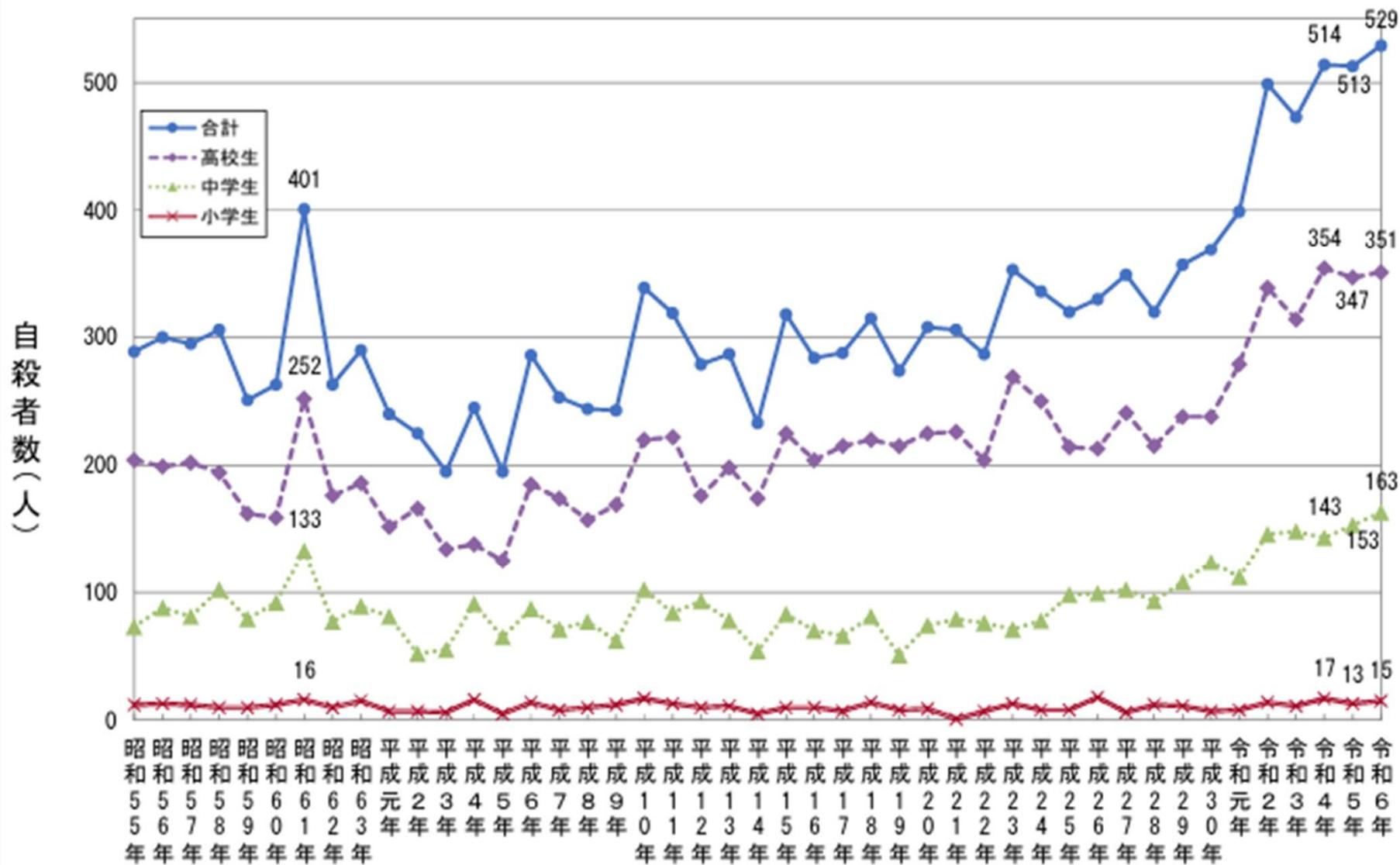
基本法改正の背景①



※グラフは、厚生労働省、警察庁「令和6年中における自殺の状況」よりJSCP作成
 ※主な動きは、厚生労働省「地域自殺対策計画策定の手引」を参考にJSCP作成

基本法改正の背景②

図表 3-1 小中高生別自殺者数の年次推移

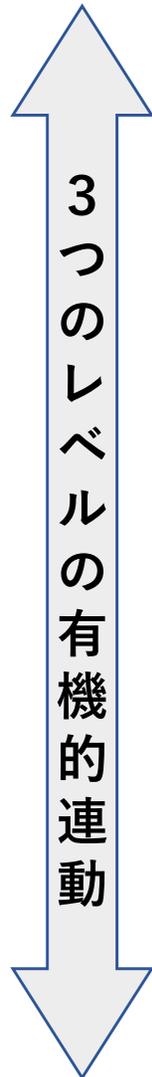


厚生労働省、警察庁「令和6年中における自殺の状況」より引用

三階層自殺対策連動モデル:TIS モデル

(Three-level model of Interconnecting Suicide countermeasures)

「社会制度」「地域連携」「対人支援」の3つのレベルの有機的な連動により、総合的な自殺対策を推進する



社会制度のレベル

法律、大綱等の枠組みの整備や修正

地域連携のレベル

包括的支援を行うための関係機関等による連携

対人支援のレベル

個々人の問題解決に取り組む相談支援

自殺対策基本法

自殺総合対策大綱 SDGs 社会福祉法 こども政策
健康増進法 生活困窮者自立支援法 精神保健福祉法
いじめ防止対策推進法 配偶者暴力防止法 貸金業法
過労死等防止対策推進法 介護保険法 障害者総合支援法
児童虐待防止法 孤独・孤立対策推進法(案) 等々

地域自殺対策計画

地域自殺対策プラットフォーム 自殺対策庁内連絡会議
自殺対策連絡協議会 いのち支える相談支援ネットワーク
支援会議・重層的支援会議 要保護児童対策地域協議会
地域と医療の連携 学校と行政の連携
行政と民間の連携 等々

対面・電話・SNS等による各種相談支援

失業 生活苦 借金 介護疲れ 子育ての悩み
進路の悩み 被虐待 孤独・孤立 いじめ 性被害
過労 精神疾患 アルコール等の依存 病苦
うつ状態 自殺念慮 等々

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、**近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。**令和6年の児童生徒の自殺者数は、**529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。****10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。**
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における精神保健に関する教育、心の健康の保持のための健康診断等の措置に関して規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

こどもの自殺対策推進パッケージ

令和7年9月11日
こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議
資料8

- ✓ こどもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）や改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
- ✓ こどもの自殺対策の実施に様々な機関や団体に関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**連動性を持って取り組まれるべき施策を「こどもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ**

➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、**自殺対策が地域を問わず着実に実行されるよう底上げを図る**

① 教育や普及啓発等

- SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進 《文部科学省》
- 地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援【47億円の内数】 《厚生労働省》
- 「心の健康」に関する指導の着実な実施、啓発資料の周知 《文部科学省》
- 改 学校における精神保健に関する知識の向上 《文部科学省》
- 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】 《こども家庭庁》

② リスクの早期発見・対応

- 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進 《文部科学省》
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【95億円】 《文部科学省》
- 改 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置 《文部科学省》
- 改 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.3億円】 《文部科学省》
- こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円】 《こども家庭庁》

③ 危機介入

- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進【53億円の内数】 《厚生労働省》
 - 地域ネットワーク構築によるこども支援【10.0億円】 《こども家庭庁》
 - 改 法定協議会（※）の運営に係るガイドラインの作成 《こども家庭庁》
- （※） 令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能

④ 見守り・支援

- 地域ネットワーク構築によるこども支援【10.0億円】（再掲） 《こども家庭庁》
- 地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制の強化、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等【48億円の内数】 《厚生労働省》
- 年末年始等における孤独・孤立相談事業【2.6億円の内数】 《内閣府》
- 教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備【95億円の内数】 《文部科学省》

※ 改 は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項
※ 【 】は令和8年度概算要求額

⑤ 要因分析・関係省庁の連携等

- こどもの自殺の実態解明及び分析に当たっての課題把握【0.2億円】 《こども家庭庁》
- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂 《文部科学省》
- 自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】 《厚生労働省》
- 自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【47億円の内数】 《厚生労働省》

事務連絡
令和7年9月22日

各 { 都道府県子ども政策担当部（局）及び自殺対策主管部（局）
指定都市子ども政策担当部（局）及び自殺対策主管部（局）
中核市子ども政策担当部（局）
都道府県教育委員会指導事務主管課
指定都市教育委員会指導事務主管課
都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課 } 御中

子ども家庭庁支援局総務課自殺対策室
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

「子どもの自殺対策推進パッケージ」を踏まえた
子どもの自殺対策の一層の推進について

平素より政府の自殺対策の推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

子ども家庭庁、文部科学省及び厚生労働省においては、令和6年の児童生徒の自殺者数が529名と過去最多となったこと等を極めて重く受け止めています。このような状況の中、去る9月11日、子ども家庭庁及び関係府省庁において「第9回子どもの自殺対策に関する関係府省庁連絡会議」を開催しました。

当会議では、子ども家庭庁が司令塔となって令和5年6月に取りまとめた「子どもの自殺対策緊急強化プラン」に関するロードマップの更新や、各省庁における令和8年度予算概算要求の状況等に係る報告及び本年6月の自殺対策基本法改正に係る報告のほか、関係機関において運動性を持って取り組まれるべき施策を「子どもの自殺対策推進パッケージ」（別添1）として新たに取りまとめました。

子どもの自殺対策については、関係府省一丸となって関連施策を総合的に推進していくことと併せて、地方公共団体が果たす役割も大変重要であり、今般の自殺対策基本法の改正趣旨も踏まえ、関係機関や団体の連携・協働を通じ、様々な施策を運動させなが

ら対策を推進していく必要があります。

各自治体におかれては、当パッケージ記載の下線部の施策を中心に取り組むことにより、子どもの自殺対策を地域問わず着実に実行し、対策の底上げを図っていただくようお願いいたします。なお、下線部の施策に係る資料（別添2～4）を添付しますので、特に未実施の取組については、関連予算の積極的な活用を御検討いただくようお願いいたします。

また、各自治体におかれては、当パッケージを踏まえ、子ども政策担当部局や教育委員会指導事務主管課、自殺対策主管部局等の関係部局の連携を積極的に図っていただくとともに、管内市町村（本事務連絡が直接送付されている指定都市を除く。）及び関係機関等に周知していただくようお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては市町村教育委員会（指定都市を除く。）に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知していただくようお願いいたします。

（参考）第9回子どもの自殺対策に関する関係府省庁連絡会議

<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomonojisatsutaisaku-kaigi/qnam0409>

【添付資料】

- 別添1 子ども自殺対策推進パッケージ
- 別添2 子ども家庭庁関連施策
- 別添3 文部科学省関連施策
- 別添4 厚生労働省関連施策

【本件連絡先】

（子どもの自殺対策推進パッケージ及び子ども家庭庁関連施策について）

子ども家庭庁支援局総務課自殺対策室

電話：03-3539-8352（直通）

E-mail：shien.kodomonojisatsuku@cfa.go.jp

（文部科学省関連施策について）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

電話：03-6734-3298（直通）

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

（厚生労働省関連施策について）

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

電話：03-3595-2092（直通）

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp

taisaku-suisin@mhlw.go.jp



いのち
支える